

京都市交通局職員の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第26号

京都市交通局職員の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程

京都市交通局職員の標準的な職を定める規程の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
地方公務員法第15条の2第1項第5号に規定する標準的な職は、全ての職務につき、次の表の左欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。			地方公務員法第15条の2第1項第5号に規定する標準的な職は、全ての職務につき、次の表の左欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。		
職制上の段階		標準的な職	職制上の段階		標準的な職
(略)			(略)		
2	統括監察員，安全統括管理者，部長及び担当部長が属する職制上の段階	部長	2	統括監察員，安全統括管理者，部長， <u>担当部長及び九条営業所長</u> が属する職制上の段階	部長
3	安全運行管理官，お客様サービス推進員，課長，所長，工場長，担当課長及び担当所長が属する職制上の段階	課長	3	安全運行管理官，お客様サービス推進員，課長，所長， <u>(九条営業所長を除く)</u> ，工場長，担当課長及び担当所長が属する職制上の段階	課長
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)